

令和7年8月22日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

電動アシスト自転車、電気シェーバーに関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故
（うちガストーチ1件、ガスこんろ（LPガス用）1件） 2件
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 2件
（うち電動アシスト自転車1件、電気シェーバー1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 27件
（うちリチウム電池内蔵充電器5件、布団乾燥機1件、自転車1件、
エアコン（室外機）3件、配線器具（スイッチ）1件、電動立ち乗り二輪車1件、
換気扇（床下用）1件、携帯電話機（スマートフォン）1件、
LEDランプ（環形）1件、サンダル1件、電気冷蔵庫1件、美容機器1件、
IH調理器1件、電動歯ブラシ1件、照明器具（投光器）1件、エアコン1件、
電気ポンプ1件、靴1件、温水式浴室換気乾燥暖房機1件、
電気掃除機（自走式）1件、タブレット端末1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及
び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審
議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

(1) ブリヂストンサイクル株式会社が製造した電動アシスト自転車について (管理番号：A202500468)

①事故事象について

使用者（70 歳代）がブリヂストンサイクル株式会社（法人番号：9030001041957）の製造した電動アシスト自転車で走行中、前輪リムが破損し、左側から一回転して転倒、負傷しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、リムの破損が原因で走行時にバランスを崩すことにより事故が発生したものと考えられます。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2022 年（令和 4 年）10 月 11 日にプレスリリース、ウェブサイトへの情報掲載、翌 12 日に新聞社告を行い、対象製品について、車輪ホイールセット（タイヤチューブ無し）もしくはリム部品を代替品とする無償交換を実施しています。

③対象製品：販売事業者、商品名・車種名、車種略号、リムの製造期間、 対象台（本）数

販売事業者	商品名・車種名	車種略号	リムの製造期間	対象台（本）数
ブリヂストン サイクル 株式会社	https://www.meti.go.jp/product_safety/recall/file/221011-2a.pdf 参照	https://www.meti.go.jp/product_safety/recall/file/221011-2a.pdf 参照	2016 年 12 月 ～ 2020 年 12 月	完成車 536,520 台 補修用リム 23,337 本
ヤマハ発動機 株式会社	https://www.meti.go.jp/product_safety/recall/file/221011-2b.pdf 参照			完成車 68,325 台 補修用リム 6,779 本

2022 年（令和 4 年）10 月 11 日からリコール（無償交換）を実施
回収率：完成車 40.9%、補修用リム 1.3%（2025 年 6 月 6 日時点）

＜リコール対象製品での事故件数＞

対象製品におけるリコール対象の内容による 2016 年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき重大製品事故の報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2025年度	0	—	2020年度	0	—
2024年度	1	重傷	2019年度	0	—
2023年度	2	重傷	2018年度	0	—
2022年度	2	重傷	2017年度	0	—
2021年度	0	—	2016年度	0	—

※当該事故（管理番号：A202500468）は含まない。

＜対象製品の確認方法＞

対象製品の確認方法

①②のどちらかが該当する場合、対象製品の可能性がありますので販売店もしくは各社お問い合わせ窓口までご連絡ください。

① 対象車両「2016年12月から2020年12月に製造された一部の車両に搭載されたステンレス製リム」

ブリヂストンサイクル製品

ご使用の製品の車両情報(車種略号・商品コード・製造ロット)をご確認の上、ホームページにて対象車両かご確認ください。
https://www.bscycle.co.jp/search_rlm/

1. ご使用の製品のフレームの前後いずれかに貼られている車種表示マークをご確認ください。

※車種表示マークの「車種略号」と「商品コード」の記載順は、車種により異なる場合があります。アルファベットで始まるものが「車種略号」、数字で始まるもの（2文字目は英字）が「商品コード」になります。

リコール対象車両 追加のご案内

2022年10月11日付で開始した「ステンレス製リム」無償交換につきまして、2023年5月16日付で対象車両を追加しましたので、対象外とご確認されにお客様も再度ご確認をお願い申し上げます。



車種表示マーク (下は表示例)

ヤマハ発動機製品

ご使用の製品のPAS号機番号をご確認の上、下記の対象製品一覧表にて対象車両かご確認ください。

※PAS号機番号は、フレームのヘッドパイプ部もしくはシートパイプ部に貼付されている銀色の製品ラベルに印字されています。



PAS号機番号

※左記サンプルのPAS号機番号は、X123-1234567です。

PAS商品名	PAS号機番号	PAS商品名	PAS号機番号
PAS ナチュラ / PAS ナチュラXL	X0L1-4042926 ~ X0L1-4071975	PAS Raffini	X0T3-1001401 ~ X0T3-1001450
PAS ナチュラXLデラックス	X0L1-5018726 ~ X0L1-5021000	PAS ナチュラスーパー	X0LA-2002726 ~ X0LA-2002875
PAS Fiona	X1U7-0001001 ~ X1U7-1001300	PAS GEAR-U	X0LK-1001351 ~ X0LK-2001725
PAS Ami	X0L9-2007201 ~ X0L9-5003800	PAS Kiss	X0T4-1001501 ~ X0T4-1001550
	X2PC-0001001 ~ X2PC-0001400		

② 対象補修用リム「2016年12月以降に補修用として交換され、下記刻印とラベルが共にあるステンレス製リム」

バルブ近くの刻印



ブリヂストン製を示すBマーク

26 x 1 3/4 18 STAINLESS

ステンレス製を示す“STAINLESS”

バルブと180°（反対側）にあるラベル



ブリヂストン製を示すBRIDGESTONE

ステンレス製を示す“STAINLESS”

中国製を示すCHINA

※ 刻印が薄いものやラベルがはがれることで、見えにくくなっているものがあります。不明点がある場合は販売店または各社お問い合わせ窓口までご連絡ください。

お客様へのお願い

製品をご確認頂き、リムの溶接部分の「線状のサビ・ヘコミ・ひび割れ」がある場合は直ちに使用を中止してください。

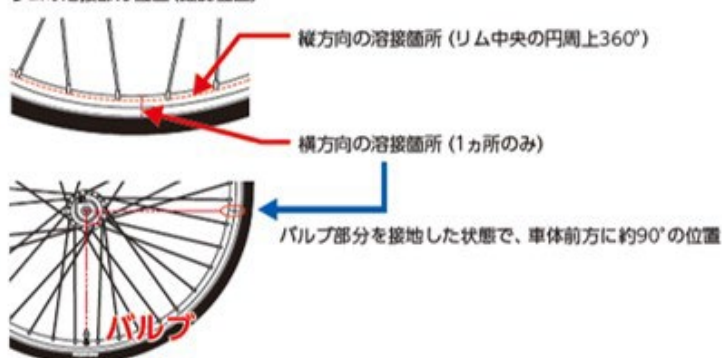


対象製品をご使用中、ステンレス製リムの破損などが原因で走行時にバランスを崩すことによる事故が発生しています。

リムの溶接部分に「線状のサビ・ヘコミ・ひび割れ」が確認された場合は、直ちに製品の使用を中止し、販売店もしくは各社お問い合わせ窓口までご連絡ください。

ご確認項目

リムの溶接部分位置(確認位置)



■リムの溶接部分に「線状のサビ、ヘコミ、ひび割れ」が無いか確認ください



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちの方で、まだ事業者の行う無償交換を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

ブリヂストンサイクル株式会社

「ステンレス製リム」無償交換お客様コールセンター

電話番号：0120(662) 722

受付時間：9時～17時（土・日・祝日・事業者指定休日を除く。）

ウェブサイト：<https://www.bscycle.co.jp/info/2022/10752>

ヤマハ発動機株式会社 「ステンレス製リム」無償交換コールセンター

電話番号：0120(456) 579

受付時間：10時～12時30分、13時30分～18時（土・日・祝日・事業者指定休日を除く。）

ウェブサイト：<https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2022-pm018/>

(2) パナソニック株式会社が製造した電気シェーバー用USBケーブル（「電気シェーバー」として公表）について

(管理番号：A202500478)

①事事故事象について

パナソニック株式会社（法人番号：3120001236504）が製造した電気シェーバーに他社製のUSBケーブル及びACアダプターを接続して充電中、異臭に気付き確認すると、当該製品とUSBケーブルとの接続部を溶融する火災が発生していました。

事故の原因は、現在、調査中ですが、当該製品本体のUSBソケットとUSBケーブルの接続部分に水や液体が付着した状態で充電を行ったことにより、電氣的短絡が発生し、接続部分の発熱により同部分周辺の樹脂溶融に至ったものと考えられます。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2025年（令和7年）5月21日にプレスリリース、ウェブサイトへの情報掲載を行い、対象製品について過熱保護機能付USBケーブルへの無償交換を実施しています。

③対象製品：商品名、品番、製造番号、製造期間、対象台数

商品名	品番	製造番号	製造期間	対象台数
ラムダッシュ パームイン	ES-PV6A	230701 ～	2023年7月1日 ～	94,747
	ES-PV3A	240509	2024年5月9日	90,058
エントリーシェーバー3枚刃	ES-RT4AU	230301 ～	2023年3月1日 ～	56,542
	ES-RT1AU	240731	2024年7月31日	132,622

2025年（令和7年）5月21日からリコール（無償交換）を実施

交換率：16.6%（2025年8月20日時点）

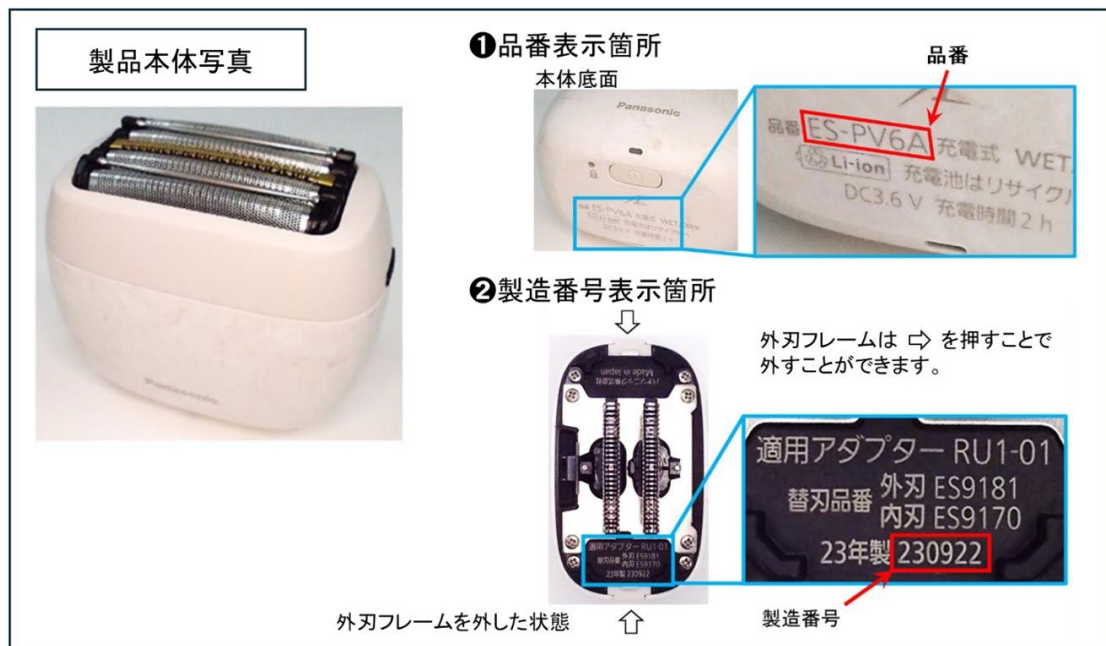
<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2023年度以降の事故（消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたもの）は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況
2025年度	6	火災
2024年度	0	—
2023年度	0	—

※当該事故（管理番号：A202500478）は含まない。

＜対象製品の外観及び確認方法、対象製品の品番および製造番号の表示位置＞
ラムダッシュ パームイン



エントリーシェーバー 3枚刃



<交換部品>

同梱のUSBケーブルを、無償で過熱保護機能付USBケーブルに交換します。

※見分け方：交換させていただく過熱保護機能付USBケーブルには、Type-C側のプラグ樹脂部分に、温度計マークがあります。

ラムダッシュ パームイン



エントリーシェーバー 3 枚刃



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちの方で、まだ事業者の行う過熱保護機能付USBケーブルへの無償交換を受けていない方は、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。また、取扱説明書にも記載の通り、USBソケットがぬれている状態での充電は行わないでください。

【問合せ先】

受付時間：9時～17時（土曜日、日曜日、祝日、事業者休日を除く）

電話番号：0120-870-070

オンライン受付フォーム：<https://www.panasonic.com/jp/company/living-appliances/shaver/2505/>

※24時間受付可能

ウェブサイト：https://www.panasonic.com/jp/company/living-appliances/product_information/c/2505.html

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：荒木、別所、上田

電 話：03(3507)9204（直通）

U R L：<https://www.caa.go.jp/>

経済産業省産業保安・安全グループ製品安全課製品事故対策室

担 当：日野、山田、中谷

電 話：03(3501)1511（内線）4311

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500467	令和7年8月2日	令和7年8月18日	ガストーチ	SCT-530	榮製機株式会社	火災	飲食店で当該製品に他社製ガスボンベを接続して使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	大阪府	
A202500479	令和7年7月15日	令和7年8月19日	ガスこんろ(LPガス用)	PA-E18S	株式会社パロマ	火災軽傷1名	ガス爆発を伴う火災が発生し、当該製品及び周辺を焼損し、1名が火傷を負った。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	山口県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年7月29日

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500468	令和7年6月26日	令和7年8月18日	電動アシスト自転車	F6DB40	ブリヂストンサイクル株式会社	重傷1名	使用者(70歳代)が当該製品で走行中、前輪リムが破損し、左側から一回転して転倒、負傷した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、リムの破損が原因で走行時にバランスを崩すことにより事故が発生したものと考えられる。	東京都	令和4年10月11日からリコールを実施(特記事項を参照) 回収率:完成車40.9%、補修用リム1.3%
A202500478	令和7年3月 ※不明	令和7年8月19日	電気シェーバー	ES-PV3A	パナソニック株式会社	火災	当該製品に他社製のUSBケーブル及びACアダプターを接続して充電中、異臭に気付き確認すると、当該製品とUSBケーブルとの接続部を溶融する火災が発生していた。 事故の原因は、現在、調査中であるが、当該製品本体のUSBソケットとUSBケーブルの接続部分に水や液体が付着した状態で充電を行なったことにより、電氣的短絡が発生し、接続部分の発熱により同部分周辺の樹脂溶融に至ったものと考えられる。	兵庫県	令和7年8月7日に消費者安全法の重大事故等として公表 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年7月31日 令和7年5月21日からリコールを実施(特記事項を参照) 交換率:16.6%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500465	令和7年7月10日	令和7年8月18日	リチウム電池内蔵充電器	火災	倉庫で当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	千葉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年8月6日
A202500466	令和7年7月5日	令和7年8月18日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、異音とともに当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年8月7日
A202500469	令和6年9月20日	令和7年8月18日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を机に置いていたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	令和7年7月25日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年11月13日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して嚴重注意
A202500470	令和7年7月10日	令和7年8月18日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を車両内で充電中、異音がしたため確認すると、鞆に入れていた当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	令和7年8月7日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年8月7日
A202500471	令和7年8月4日	令和7年8月18日	布団乾燥機	火災	当該製品を使用中、火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	三重県	
A202500472	令和7年7月14日	令和7年8月18日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、転倒し、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年8月7日
A202500473	令和7年8月5日	令和7年8月18日	エアコン(室外機)	火災	当該製品を使用中、異音がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	製造から15年以上経過した製品

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500474	令和7年7月5日	令和7年8月18日	配線器具(スイッチ)	火災	異音及び異臭がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	岩手県	令和7年7月17日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年8月6日
A202500475	令和7年8月5日	令和7年8月18日	電動立ち乗り二輪車	火災	当該製品を充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	福岡県	令和7年8月21日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202500476	令和7年8月2日	令和7年8月18日	換気扇(床下用)	火災	当該製品を使用中、異音とともに火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	三重県	製造から20年以上経過した製品
A202500477	令和7年6月6日	令和7年8月18日	携帯電話機(スマートフォン)	火災	当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202500480	令和7年6月15日	令和7年8月19日	LEDランプ(環形)	火災	当該製品を蛍光灯照明器具に装着して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	照明器具に関する事故(A202500258)と同一 令和7年7月10日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年7月11日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して嚴重注意
A202500481	令和7年7月5日	令和7年8月19日	サンダル	重傷1名	当該製品を履いて歩行中、バランスを崩し、転倒し、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年8月7日
A202500482	令和7年8月4日	令和7年8月19日	電気冷蔵庫	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損し周辺を汚損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202500483	令和7年7月30日	令和7年8月19日	美容機器	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500484	令和7年6月28日	令和7年8月19日	IH調理器	火災	当該製品を使用中、異音が生じたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	令和7年7月31日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202500485	令和7年7月29日	令和7年8月19日	電動歯ブラシ	火災	当該製品に他社製のUSBケーブルを接続して充電中、当該製品及びUSBケーブルの接続部を溶融する火災が発生した。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202500486	令和7年3月1日	令和7年8月19日	照明器具(投光器)	火災	当該製品を使用中、異音が生じたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年3月1日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して厳重注意
A202500487	令和7年6月3日	令和7年8月19日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	千葉県	令和7年6月19日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年8月8日
A202500488	令和7年8月13日	令和7年8月20日	エアコン	火災 軽傷1名	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	岐阜県	令和7年8月21日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202500489	令和7年8月1日	令和7年8月20日	電気ポンプ	火災	事業所で当該製品を使用中、異音が生じたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	製造から45年以上経過した製品
A202500490	令和7年8月3日	令和7年8月20日	靴	重傷1名	当該製品を履いて歩行中、バランスを崩し、転倒し、手首を負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	山梨県	
A202500491	令和7年8月10日	令和7年8月20日	温水式浴室換気乾燥暖房機	火災	当該製品を使用中、異臭が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	福岡県	
A202500492	令和7年7月11日	令和7年8月20日	電気掃除機(自走式)	火災	当該製品を充電中、異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年8月15日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500493	令和7年8月2日	令和7年8月20日	エアコン(室外機)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202500494	令和7年8月10日	令和7年8月20日	エアコン(室外機)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	山口県	製造から20年以上経過した製品
A202500495	令和7年6月22日	令和7年8月20日	タブレット端末	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年8月14日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし